

停留/居留ビザ 中華民國籍の配偶者ビザ申請

1、対象者

我が国に戸籍を置いている中華民國籍の外国籍配偶者

2、必要書類

- (1) 旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間6ヶ月以上）
- (2) ビザ申請書：1通（オンライン登録したもので、本人の署名が必要）
- (3) カラー・背景無地**白色**の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から顎までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）
- (4) 婚姻関係証明書類

*<日本籍申請者> 結婚登記済みの日本の戸籍謄本(**発行から3ヶ月以内のもの**)：
原本1通。 中華民国籍配偶者が日本国籍もある場合は、「帰化記録のある戸籍謄本」(改製原戸籍)及び現在の婚姻関係を証明できる戸籍謄本の両方をお持ち下さい。

*<外国籍配偶者> A. 母国の政府機関で発行、各台北代表処で認証済みの結婚証明書及び中文または英文翻訳文(発行から3ヶ月以内のもの)：原本1通とコピー1通。
B. 住民票：原本1通
3ヶ月以内に発行の世帯全員の内容省略なしの全部事項証明書

(5)【居留VISA申請者のみ】結婚登記済みの中華民國の戸籍謄本(**発行から3ヶ月以内のもの**)
※戸籍謄本の「記事」欄に結婚登記済みの事実と日本籍または外国籍の配偶者氏名(中文名<あれば>・英文名)が記載されているもの。

(6) 中華民国籍配偶者の中華民国パスポートの写真のページ：コピー1通
パスポートに署名必要。日本のパスポート保持者は、そのコピーも併せて提出して下さい。

(7) 申請者が属する都道府県の警察本部発行の無犯罪経歴証明書
※**発行から3ヶ月以内のものに限る。**開封厳禁。

(8) 【居留VISA申請者のみ】健康診断書
※**発行から3ヶ月以内のものに限る。**所定の用紙有り。国、公、私立病院の担当医師の署名及び病院フルネーム印が必要。

(9) 航空券予約確認書、Eチケット又は旅程表(自作のものでも受付可能)
(10) ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

注意事項：

1. 婚姻関係証明書類（日本の戸籍謄本）、無犯罪経歴証明書、日本で受診された健康診断書については、認証が必要かどうかは内政部移民署にお問い合わせ下さい。
2. 停留ビザを申請する場合、日本の戸籍謄本や無犯罪経歴証明書が認証されたものを内政部移民署から要求される可能性があります。
3. ビザが発行されてから、3ヶ月以内に台湾に入国して下さい。
4. 台湾に入国後、15日以内に居住先から最寄りの「内政部移民署服務處」で外僑居留證を取得して下さい。尚、移民署での必要書類は、各自で確認して下さい。



台北駐日經濟文化代表處横濱分處
2025/2/7